

議案第 77 号

勝山市火入れに関する条例の一部改正について

勝山市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

林野火災注意報の新設に伴い、火入れの中止の条件に林野火災注意報が発せられた場合を追加する必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市火入れに関する条例の一部を改正する条例

勝山市火入れに関する条例(昭和60年勝山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>勝山市火入れに関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、勝山市内の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第21条の許可の手続き、その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(防火帯の設置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によつて防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。</p> <p>(火入従事者)</p> <p>第12条 火入者は、火入れに当つては、1回の火入れの面積に応じ次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)</p>	<p>_____火入れに関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、勝山市内の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第21条の許可の手續、その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(防火帯の設置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によつて防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。</p> <p>(火入従事者)</p> <p>第12条 火入者は、火入れにあたっては、1回の火入れの面積に応じ次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)</p>

を配置しなければならない。

(1) (略)

(2) 0.5ヘクタールを超える場合に**あつて**は、その超える面積0.1ヘクタールにつき1人を**前項**の基準人数に加えて得た人数以上

2・3 (略)

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に**向かつて**行わなければならない。

2・3 (略)

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中で**あつても強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された** _____ 場合には、火入れを**行つて**はならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると**認められるとき**又は強風注意報、**異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたとき** _____ には、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに**当つて**は、市長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければ

を配置しなければならない。

(1) (略)

(2) 0.5ヘクタールを超える場合に**あつて**は、その超える面積0.1ヘクタールにつき1人を**前号**の基準人数に加えて得た人数以上

2・3 (略)

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に**向かつて**行わなければならない。

2・3 (略)

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中で**あつても強風注意報、乾燥注意報、林野火災に関する注意報又は火災警報が発せられた**場合には、火入れを**行つて**はならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると**認められる場合**又は強風注意報、**乾燥注意報、林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発せられた場合**には、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに**あたつて**は、市長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければ

ればならない。

(消防署長への通知等)

第16条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防署長にその旨通知するものとする。

2～4 (略)

ればならない。

(消防署長への通知等)

第16条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防署長にその旨通知するものとする。

2～4 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。